



新BOP学童クラブ入会にあたって

学童クラブへの入会にあたり、必ずお読みください。

《 学童クラブの役割 》

保護者が就労・病気等のため、放課後に家庭で保護・育成をすることができない児童に生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援すること※を目的に運営しています。

※国は、学童クラブにおいて子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行うことについて「育成支援」という言葉を使っていますが、世田谷区では、『子どもが成長し、育つ力を尊重し、それを学童クラブの職員はもとより、保護者や社会が支援することの必要性を重視する立場』を明確にするために、『成育支援』という言葉を使っています。

《 実施日・育成時間 》

日曜・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除き、通年実施します。

- 区立小の授業日 ⇒ 放課後 ～ 18：15
- 学校休業日 ⇒ 8：15 ～ 18：15

※月～金については延長申請を行った場合、最長19：00まで利用可能（別途延長利用料が発生）

《 お弁当 》

給食がない日はお弁当の持参をお願いします。

※夏休み等の学校の長期休業期間中は、一部の学童クラブを除き、デリバリー弁当サービスをご利用いただけます。実施状況については、学童クラブへお問い合わせください。

《 おやつ 》

月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参をお願いします。

※食物アレルギーがあり、おやつの提供に際し配慮が必要で、まだ『食物アレルギーに関する調査票』を提出していない方は、至急学童クラブにご連絡ください。

《 ご家庭との連絡 》

（1）届出について

◇家庭状況・就労状況が変わった場合

住所・電話番号（携帯電話含む）・氏名・勤務先・就労状況・家族の異動等の変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。（勤務先・就労状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付）

◇児童が病気・負傷・旅行等により出席できない場合

児童の病気や負傷、旅行※等により新BOP（学童・BOPとも）に参加することが困難で、月の前半または後半にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2,500円が減額されます。該当する方は、事前に利用料減免申請をお願いします。（家庭の事情、保護者の休暇等により出席の必要がない場合は、減額の対象になりません。）※旅行による減額は、夏休み期間のみ対象となります。

◇退会する場合

学童クラブ利用の必要がなくなった、入会要件を満たさなくなった場合、速やかに『退会届』を提出してください。なお、年度内に再入会する場合は、再度、入会申請が必要です。就労状況等に変更がない場合は、就労証明書等の添付は不要です（入会申請書のみ提出）。受付期間は、入会希望日の2ヶ月前の同日から前月15日まで（月の後半入会希望の場合は前月末日まで）です。審査後、決定通知書をご自宅にお送りします。

区内で転校する場合は、旧クラブに退会届を提出し、受付期間内に新クラブへ入会申請書を提出してください。

なお、①保護者が虚偽の入会申請を行っていた ②入会要件に該当しなくなった等の場合には、入会承認を取り消す場合があります。

※『退会届』及び長期欠席に伴う『利用料減免申請書』は、事前に届け出てください。（緊急の場合であっても、事後の届出はできません。）

☆一部の届出については区HPよりオンライン手続きが可能です。

退会等のオンライン手続きを希望される場合、『[【令和8年度】新BOP学童クラブ関連手続きのオンライン申請のご案内](#)』（区HP）をご確認ください。

※各種オンライン手続きには「**児童番号**」が必要です。

入会時に送付している『入会承認通知書』に記載の児童番号(000 から始まる 10桁の番号)を必ずお控えください。

※各種届出（申請）用紙の受け取りおよび提出の窓口は、各学童クラブとなります。

(2) 登退所管理システム (CoDMON) について

◇児童の出欠や退所予定時間等の情報管理、保護者への災害時等緊急時のメッセージ配信、入退室時間等の連絡は登退所管理システム (CoDMON) を使用します。利用方法等、詳細を『[新BOP学童クラブ登退所管理システム \(CoDMON\) の使い方](#)』（区HP）から必ずご確認ください。

(3) 緊急事態が発生したら

◇**急病、事故の場合**：育成中の病気や事故が生じた場合、応急処置をしますが、状態によっては保護者の方へ連絡しますので、できる限り早くお迎えに来てください。

◇**感染症の場合**：感染性疾患の予後については、学校の登校基準と同じ扱いです。

◇**非常災害・緊急の場合**：育成中に災害や緊急事態が発生した場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

《 その他 》

- ①ご家庭で揃えていただく物は、各学童クラブからご案内いたします。
- ②習い事等で定期的に欠席する場合は、あらかじめ学童クラブにお伝えください。
- ③学校の担任の先生に、学童クラブに入会していることについて必ず伝えておいてください。

利用料について



《 月額 》

入会児童1人につき、利用料月額 5,000円（おやつ代含む）
（内訳は、毎月1日～15日、16日～月末で各2,500円です。）

※**出席の有無や出席日数に関わらず、入会している間は利用料がかかります。**

利用の必要がなくなる場合は、必ず**事前に退会届を提出してください。**

※時間延長を利用している場合、別途延長利用料が発生いたします。

《 支払い方法 》

★ご指定の金融機関の預金口座から、3か月分が自動的に引き落とされます（口座振替）。

支払いは口座振替が原則となりますので、事前に口座登録をしてください。

【登録方法】

『**新BOP学童クラブ利用料の口座振替について**』（区HP）の手順に沿って口座をご登録ください。

※以前入会していた児童で口座振替の登録手続きが完了している場合は、手続き不要です。

※兄弟が入会している（入会していた）場合でも、新規入会の児童については手続きが必要です。

【**口座振替日(引き落とし日)**】 ※口座振替日の前日までにご入金ください。

第1回	4～6月分	6月末
第2回	7～9月分	9月末
第3回	10～12月分	12月末
第4回	1～3月分	2月末

※振替日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日が振替日になります。

※領収書の発行はできません。

※時間延長をご利用の方は別途延長利用料が発生します。

詳細は、『**新BOP学童クラブ 実施時間延長事業の利用案内**』（区HP）をご確認ください。

《 利用料の免除 》

次の事由に該当する場合は、別途申請により利用料が全額免除になります。

- i) 生活保護を受給している世帯
- ii) 当年度の住民税が非課税の世帯
- iii) 就学援助費を受給

又は、就学援助費の認定基準を満たす世帯（給食費のみ免除の場合を除く）

※令和8年度分については5月上旬にご案内します。

※**年度ごとに申請が必要です。前年度免除になっていても、改めて提出してください。**

※前年度分の申請はできませんので、必ず年度内（～3月31日まで）に提出してください。